

社会福祉法人あすなろ会役員及び評議員の報酬と費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あすなろ会（以下「あすなろ会」という。）の定款に定める理事・監事・評議員に対し、支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給額)

第2条 理事・監事・評議員に対しては、あすなろ会の開催する会議等に出席したときは、次により報酬及び交通費等の費用弁償を支給する。ただし、役員等が職員である場合は報酬は支給しない。

- (1) 理事会・評議員会に出席したときは、報酬5000円及び交通費を支給する。
- (2) 監事監査に出席したときは、報酬5000円及び交通費を支給する。
- (3) 臨時理事会に出席したときは、報酬2500円及び交通費を支給する。
- (4) 大分市行政監査に出席したときは、日当1000円及び交通費を支給する。
- (5) 前各号に掲げる会議以外の会議に出席したときは、日当1000円及び交通費を支給する。

2 交通費については、社会福祉法人あすなろ会旅費規則に従う。

3 業務上必要な研修や会議等に出席したときは、社会福祉法人あすなろ会旅費規則に従う。

(報酬の総額)

第3条 役員の各年度の報酬総額は20万円とし、評議員の各年度の報酬総額は定款に記載する額とする。

(規定の改廃)

第4条 この規定の改廃については、理事会及び評議員会の議決により行うものとする。

(その他)

第5条 この規定の施行について必要な事項は理事長が決裁する。

附　　則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正